

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

4年制課程を活かして各学年において段階的に実習を行い職業型医療人の育成を目指す。附属整骨院、総合病院実習、医療センターなどでの臨床実習、大学での解剖見学実習に加え、柔道整復師が担う機能訓練指導やスポーツに関わることを可能にするための資格取得に向けての取り組みも企業と連携して行う。具体的には、JSA-CSTP認定トレーナー及び健康運動実践指導者の資格取得を目指す養成講座及び実習を各団体と連携して行う。また、(公社)大阪府柔道整復師会が行う救護活動や大阪マラソン等のサポート活動にも参加し、同会が行う保険講演会、業界説明会、専門講座へも参加し、業界が求める人材育成に努める。その経験から学生には、自らが考え行動する考える能力の育成、自分が主体となる実践行動的な学びを目的とした研究活動も経験させる。研究成果の発表は論文を作成し日本柔道整復接骨医学学会学術大会にて発表する。このように、病院、医療施設、スポーツ施設、職能団体、企業、学会と連携を図りながら教育課程編成委員会の意見を踏まえつつ社会のニーズに対応できる人材育成を行う。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

教育課程の編成、カリキュラムの改善等見直しに助言を頂くための教育課程編成委員会を設置、委員会は学校に向けて意見提案を行う。委員会からの意見、提案は教職員会議で審議し教育課程に反映する。教育課程の変更は、理事会の承認を得て改善、見直しに取り組む。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和3年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
藤井 照代	公益社団法人 大阪府看護協会 教育研究部部長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	②
水野 諭	株式会社「元気や」 代表	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	③
川口 靖夫	公益社団法人大阪府柔道整復師会 副会長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	①
藤森 厚志	公益社団法人大阪府柔道整復師会 理事	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	①

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(開催日時)

第1回 令和2年 7月 4日(土)16:55～18:05

第2回 令和2年 12月26日(土)14:55～16:15

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

第1回教育課程編成委員会では、「看護や介護の中ではハラスメントが付き物だが、学校ではどのような対策をしているか」について意見が出された。また、「機能訓練指導員としての柔道整復師はあまり知られておらず、理学療法士の通所リハビリでの需要が増加傾向にある。理学療法士はケアマネージャーやドクターからの信頼が厚い。柔道整復師も介護の世界で何が出来るかを他業種に対し説明できるようにしてほしい。」との意見が出た。令和3年度からは、「柔道整復師と機能訓練指導」の科目などで、柔道整復師の介護分野での役割や、認知症の方からのハラスメント等の対応も踏まえた教育を行う予定である。

第2回教育課程編成委員会では、「就職してからの離職についてどう考えるか」の指摘があった。教育の中で何が出来るか大変難しいが、社会に出た時に相談できるようなコミュニケーション力を教育の中で何か1つ導入できれば良いとの意見があった。また、コロナウイルスの関係でオンライン授業を始めたが、無料のZoomで行っており、安定的なオンライン授業とインフラ整備をするようことの指摘を受けた。令和3年度からは、さらに職業に対する意識と就職後の離職を防止するための職業倫理の授業を強化し、長く柔道整復師として活躍してもらえるような工夫を取り入れる。また、有料Zoomの契約を行い、ネット環境の整備も予算を付けて行った。緊急事態宣言後、オンライン授業を経験し、学生が自ら考え行動するような自己解決する能力の育成が重要であることの認識が共通だったことから、令和3年度からは学生の教育にはアクティブラーニングでの実践行動型の指導を積極的に導入し学生のモチベーションアップと職業への意識を高めるような教育手法へ対応してゆく。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針  
4年制課程を活かして各学年において段階的に実践に即した実習を行い職業型医療人の育成を目指す。附属整骨院、総合病院、医療センターでの実習並びに大学での解剖見学実習に加えて、柔道整復師が担うスポーツに関わる資格取得に向けJSA-CSTP資格及び健康実践指導者をめざす養成講座を企業と連携して行う。さらに、運営母体が行う救護活動や大阪マラソン等の救護活動にも参加し現場を経験しながら、病院、大学、介護施設、スポーツ施設、関係団体、企業との連携により実習内容の充実を図り、業界や社会が求めるニーズに対応していくような人材育成連携を行うことが基本方針である。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容  
(2-1)解剖見学実習は大阪歯科大学と連携し教育を実施を行う。  
(2-2)病院実習は広野高原病院において病院長と実習内容を協議し、病院全体のコメディカルスタッフの承諾を得ながら各診療部門での実習を行っている。  
(2-3)医療センターでの実習においては、東海医療センター及び(株)元気やの職員の方と実習内容を協議し、実習後は実習態度及び実習レポートにより担当指導者と教員が相互評価を行うこととしている。  
(2-4)健康運動実践指導者養成講座は公益財団法人健康・体力づくり事業財団の協力を得ての派遣講師による実習や健康づくり運動の実技を展開している。  
(2-5)健康運動実践指導者養成講座運動指導実技の水中・水泳運動はミズノウェルネス・スポーツの協力を得て実施している。  
(2-6)JSA-CSTPストレッチング認定資格取得については、特定非営利法人日本ストレッチング協会の派遣講師により実習を行い免許取得も行う。検定試験における実技試験等に至っても、派遣講師が評価するなどの連携を行って免許取得までを行う。  
(2-7)2年生のキャリア教育としては、関西ジョブカードセンターとの連携によるキャリア形成教育、3年生には税理士の先生による租税教室、4年生におけるキャリア教育として、弁護士先生による労働法講座、(公社)日本柔道整復師会からの講師派遣による業界教育も行っている。  
以上のような各企業と連携した授業を図っている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
臨床実習2	病院実習	株式会社 東海医療センター リハビリデイサービス大きな手・岸里 / 医療法人銀嶺会 / (株)元気や
臨床実習4	病院実習	医療法人 博愛会 広野高原病院
柔道整復の理念と職業倫理	解剖学・解剖見学実習・柔道整復師と職業倫理	大阪歯科大学 解剖学教室 公益社団法人 日本柔道整復師会 公益社団法人 大阪府柔道整復師会
健康づくり運動の実際2	1.エアロビクスダンス 2.レジスタンス運動	奥田千代 公益財団法人健康・体力づくり事業財団
健康づくり運動の実際3	1. 水中・水泳運動 2.水中での安全対策	山本純子 公益財団法人健康・体力づくり事業財団 ミズノスポーツ株式会社
スポーツ外傷の予防2	JSA-CSTP実習 1.セルフストレッチング 2.パートナーストレッチング 3. ストレッチに関わる機能解剖学	特定非営利法人日本ストレッチング協会 中島健太郎

(別途、以下の資料を提出)  
\* 企業等との連携に関する協定書等や講師契約書(本人の同意書及び企業等の承諾書)等

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針  
教員は本校の理念及び目標、中期計画に基づいて研修を行い、活動状況を報告する。加えて、業界団体が実施する大阪学術大会への参加や研究発表を積極的にに行い、教職員の資質向上と新しい技術の修得をし本校の学生教育、研究及び公益事業としての改善と向上に資することを目的に行う。

(2)研修等の実績  
①専攻分野における実務に関する研修等  
専任教員及び教員助手が参加予定であった令和2年6月13日～14日の「人体解剖研修」は、新型コロナウイルスの感染拡大から中止となり、来年度へ延期となった。専任教員は、柔道整復師が機能訓練指導やスポーツ指導を行えるようにするための研修の一環として、健康づくり事業財団が実施した健康運動指導士の講習会について専攻分野における実務の研修を受講した。また、専任教員が発表や参加を予定していた今年の学会はコロナの影響で中止になった。

②指導力の修得・向上のための研修等  
令和2年4月・5月・7月・10月・11月・12月「テーマ別研修」を実施。対象は、柔道整復学科教員助手2名、学校職員1名。組織の一員として各部署で必要な知識について経験など踏まえてテーマを選択して実施した。教育経験豊富で学校勤務経験の長い教員による指導力向上のための研修と株式会社バソナから派遣されたキャリアスタッフによる研修を行った。また、研究指導力の向上を目的に、学内研究成果報告会を開催し、その研究成果を報告、原著論文としてまとめ医学雑誌に掲載した。学生論文指導力向上の観点で自ら査読審査を受けることは、学生対応力向上に直接的に関わる内容であり、技術の向上、学生対応力の向上、実際の授業での指導力の向上につながった。

(3)研修等の計画  
①専攻分野における実務に関する研修等  
(公社)日本柔道整復師会、(公社)大阪府柔道整復師会が実施する大阪学術大会へ参加する。また、日本柔道整復接骨医学会学術大会へも参加し、新しい知識や技術の向上、学生対応力の向上、実際の授業での指導力の向上につなげる。柔道整復師に対するさらなる理解向上を目的に、公益社団法人大阪府柔道整復師会が主催する「保険講演会・学術講習会」に参加し研修を行う。さらに、柔道整復師が機能訓練指導やスポーツ指導を行えるようにするための研修の一環として、健康体力づくり事業財団が実施する健康運動指導士の講習会を受講し専攻分野における実務の研修を受講する。

②指導力の修得・向上のための研修等  
令和3年4月～令和4年3月までの期間で1ヶ月に1回を予定。令和3年度も「テーマ別研修」を実施する。対象は、柔道整復学科教員助手、学校職員とする。組織の一員として各部署で必要な知識について経験など踏まえてテーマを選択して実施する。教育経験豊富で学校勤務経験の長い教員による指導力向上のための研修と株式会社バソナから派遣されたキャリアスタッフによる研修を実施する。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

①本校の教育活動や学校運営の状況に関する評価を積極的に行い、その結果に基づき改善を図りながら、社会にとって必要な人材を育成していく。設立当初より少人数制の4年制教育課程とした。実技・実習教育を柱とし少人数に対応、技術を段階的に4年間積み上げ、より実践力のある職業型医療人の育成を目指す。②教育内容だけでなく、学校運営等の状況に関する自己点検・自己評価を行い、教育活動や学校運営等の課題見直し、学校関係者評価委員会からの提案、意見を受け止め実践力のある職業型医療人の育成に向けて取り組む。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の理念、目的、育成人材像は定められているか。</li> <li>・学校の理念、目的、育成人材像、特色が保護者等に周知されているか。</li> <li>・教職員に対して教育理念を明文化し、公表しているか。</li> <li>・学外の方に対して教育理念等を明文化し、公表しているか。</li> </ul>
(2)学校運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的に沿った学校運営方針や事業計画が策定されているか。</li> <li>・運営組織や意志決定機能は、有効に機能しているか。</li> <li>・教務、財務等の組織整備は適切に行われているか。</li> <li>・人事、給与に関する規則は整備されているか。</li> <li>・教育活動に関する情報公開が適切に行われているか。</li> </ul>
(3)教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程の編成・実施方針が策定されているか。</li> <li>・学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか。</li> <li>・成績評価・単位認定、進級、卒業の基準は明確になっているか。</li> <li>・資格取得目標に向け指導体制、カリキュラム等の取組が行われているか。</li> <li>・人材育成目標達成に向け授業を行うことができる教員を確保しているか。また、職員の能力開発のための研修等が行われているか。</li> </ul>
(4)学修成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職率の向上が図られているか。</li> <li>・資格取得率の向上が図られているか。</li> <li>・退学率の低減が図られているか。</li> <li>・卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。</li> </ul>
(5)学生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生に対する経済的な支援体制は整備されているか。</li> <li>・卒業生への支援体制はあるか。</li> </ul>
(6)教育環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備は教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか。</li> <li>・学外臨床実習や学外実習等について十分な教育体制を整備しているか。</li> <li>・防災・安全管理の整備を行っているか。</li> </ul>
(7)学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生募集活動は、適正に行われているか。</li> <li>・学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。</li> <li>・学納金は妥当なものになっているか。</li> </ul>
(8)財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算・収支計画は有効且つ妥当なものになっているか。</li> <li>・財務について会計監査が適切に行われているか。</li> </ul>
(9)法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価の実施と問題点の改善を行っているか。</li> </ul>
(10)社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。</li> <li>・ボランティア活動などを奨励・支援しているか。</li> </ul>
(11)国際交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流や留学生の受け入れを行っているか。</li> <li>・国内外で評価されるような取り組みを行っているか。</li> </ul>

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

第1回学校関係者評価委員会にて、「他の医療系職種の学校も3年制と4年制があるが、専門学校でも4年制が増加傾向にあり、3年制は実習が少ない分、就職しても現場に馴染めず、継続できない人が多い」との指摘が出た。「本業界も、3年制は期間が限定された中でタイトなスケジュールになりがちである。柔道整復師の指定規則が設ける必修取得単位や教育内容的も大変充実してきており、3年制教育自体の見直しが必要になってきたと思う。現在この学校は4年制の先駆けであるので、これからの受験生や学生がどう受け止めるかが重要」との指摘を得た。今回の学校案内パンフレットでは、その意義を理解して頂くための工夫を行い、教育の質を知って頂けるものへの改善を行った。また、評価委員より「ホームページを拝見したが、入学者数、留年者数、退学者数の情報公開掲載を見つけれなかった」との指摘があったため、ホームページの配置を変更した。第2回学校関係者評価委員会にて、学校運営のところで運営母体と関連する組織図が明示されていないとの指摘を受けたため、ホームページから本会へのリンクを設置し、組織での位置づけを見て頂けるような工夫と運営母体の紹介ページを設けた。学生支援について相談窓口があると良いできれば匿名性を持って相談できるところがあると良いとの指摘を得たため、目安箱等の設置を検討、また事務職員を増員し教員以外での相談窓口も可能な状況を取れるような対策を運営母体へお願いした。また、意見として学力差をどれだけフォローし、保護者との理解をどのように進めていくかの指摘を受けたため、今年も保護者との連携を強化し模擬試験結果なども共有しながら教育対策を講じてゆく。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和3年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
藤井 照代	公益社団法人 大阪府看護協会 教育研究部部长	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	①
水野 諭	株式会社「元気や」代表	令和3年4月1日～令和4年3月31日(2年)	①
川口 靖夫	公益社団法人大阪府柔道整復師会副会長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(3年)	①
藤森 厚志	公益社団法人大阪府柔道整復師会理事	令和3年4月1日～令和4年3月31日(4年)	②

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

- ① 学校の専門分野における業界関係者  
(就職先企業、施設等の実習先、分野別の業界団体等)
- ② 保護者

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ) )  
<https://osaka-iyusei.ac.jp/>

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校パンフレット、学校ホームページをもって情報提供を行う。

ホームページ閲覧の案内を学校ニュース(運営母体会員・高等学校に発送)に掲載し、広報する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校名、所在地、校長名、設置者名、教育目標 他
(2)各学科等の教育	カリキュラム、修業年、取得資格、教育動画 他
(3)教職員	教職員数、研修状況
(4)キャリア教育・実践的職業教育	実務教育研修、研修先、日数
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、学会、運営母体主催のイベント、教育環境
(6)学生の生活支援	アパート・マンション等の斡旋、教育相談支援 他
(7)学生納付金・修学支援	特待生制度、奨学金制度、学生納付金分納制度 他
(8)学校の財務	貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書 他
(9)学校評価	学校関係者評価の結果(ホームページ)
(10)国際連携の状況	海外で活躍中の卒業生の報告、海外論文掲載結果(ホームページ)
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

学校ホームページ

<https://osaka-iyusei.ac.jp/>